

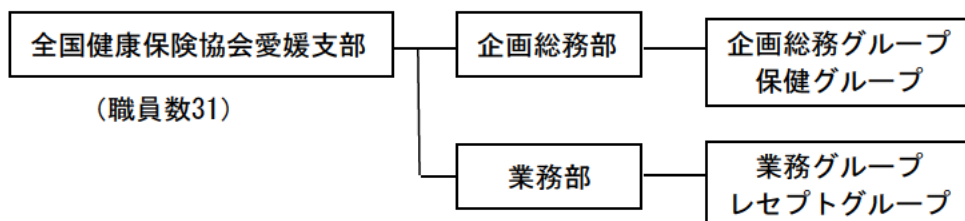
全国健康保険協会 愛媛支部

〒790-8546 松山市千舟町 4-6-3 アヴァンサ千舟 1 階

TEL (089) 947-2100 FAX (089) 947-2133

(ホームページアドレス) <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ehime/>

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	健康保険法第 7 条の 4 第 1 項 全国健康保険協会定款第 3 条第 2 項
所 掌 事 務	全国健康保険協会は、健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。）の健康保険を管掌する。 全国健康保険協会の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得・喪失の確認、標準報酬月額・標準賞与額等の決定、保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）これらに付帯する業務については除く。 支部においては、当該支部に係る次の各号に掲げる事項を処理する。 1 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付及び検認に関すること。 2 健康保険法第 4 章の規定による保険給付（支払を除く。）に関すること。 3 日雇特例被保険者に係る保険給付（支払を除く。）に関すること。 4 任意継続被保険者の資格、保険料の収納及び還付に関すること。 5 健康保険法第 6 章の規定による保健事業の運営に関すること。 6 健康保険法第 6 章の規定による福祉事業の運営に関すること。 7 評議会の運営に関すること。 8 その他支部の業務及び財務に関する事項であって理事長が委任した事項
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：企画総務グループ TEL (089) 947-2100
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	1 事業計画、評議会、保険料率の策定、広報、庶務などに関すること 担当：企画総務グループ TEL (089) 947-2100 2 生活習慣病予防健診、特定健康診査、保健指導などに関すること 担当：保健グループ TEL (089) 947-2119 3 被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証等の発行、健康保険任意継続被保険者制度、傷病手当金や高額療養費などの健康保険給付に関すること 担当：業務グループ TEL (089) 947-2109 4 レセプト（診療報酬明細書）点検、医療費通知、交通事故・第三者行為の医療費などに関すること 担当：レセプトグループ TEL (089) 947-2117

（注）全国健康保険協会は、特殊法人ではないが、健康保険法に基づき、厚生労働省所管の特別の法律により設立された法人であることから、本ガイドブックでは、便宜上、特殊法人の欄に掲げた。